

政令第三百三十七号

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第三十六条第三項、第四十六条、第四十八条第五項、第六十条第八項、第六十一条第一項、第四百四十条第二項及び第四百四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により当該送付を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しない。

第十六条第四項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により当該送付を同項

に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しない。

第十九条中「外務大臣及び」を削る。

第二十一条第四項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により当該送付を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しない。

第二十一条第六項中「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）

第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）をもって、第二項の規定による」を「総務省令で定めるところにより、第四項の規定により第二項の規定による届出書を送付した領事官を経由して、当該」に改め、同項ただし書を削る。

第二十二条第三項中「郵便等をもって、同項の規定による」を「総務省令で定めるところにより、前項において準用する前条第四項の規定により第一項の規定による申請書を送付した領事官を経由して、当該」に改め、同項ただし書を削る。

第二十七条中「郵便等」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）」に改める。

第二十九条第一項中「外務大臣を経由して、」を削り、同条第二項中「外務大臣及び」を削り、同条第三項中「外務大臣を経由して、」を削る。

第三十条中「外務大臣を経由して、」を削る。

第三十四条第二項中「においては」を「には」に改める。

第三十五条中「においては」を「には」に改め、「氏名」の下に「（二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

び指定関係投票区を定め、又は指定関係投票区を変更したときは、当該指定及び定め又は変更をした時前に第八十八条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項の規定により送致された法第六十一条の規定による投票に関する事務については、当該指定及び定め又は変更は、その効力を有しない。

第三十七条第二項中「第八十八条」を「第八十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）又は第二項」に改め、「送致されたもの」の下に「（国民投票の期日に指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定め、又は指定関係投票区を変更したことにより当該指定投票区に係る指定関係投票区となった投票区に属する投票人がしたものにあつては、当該指定及び定め又は変更をした時以後に同条第一項（同号に係る部分に限る。）又は第二項の規定により当該指定投票区の投票管理者に送致されたものに限る。）」を加え、同条第三項中「による投票」の下に「（国民投票の期日に指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定め、又は指定関係投票区を変更したことにより指定関係投票区となった投票区に属する投票人がしたものにあつては、当該指定及び定め又は変更をした時以後に第八十八条第一項（第三号に係る部分に限る。）又は第二項の規定による送致をするものに限る。）」を加える。

第四十条中「ないものとみなす」を「なくなるものとする」に改める。

第四十一条中「選挙管理委員会は、」の下に「法第四十九条第一項の規定により」を加え、「において
は」を「には」に、「その者」を「当該投票立会人」に、「氏名及び」を「及び氏名並びに」に、「をそ
の」を「（投票所が開いている時間の一部について投票に立ち会わせる投票立会人を選任したときは、当該
投票立会人の住所及び氏名、当該投票立会人の属する政党その他の政治団体の名称並びに当該投票立会人が
投票に立ち会うべき時間）を当該」に改める。

第四十二条第二項中「時刻までに」の下に「（投票所を開いた時刻後に当該投票所に係る投票区を指定投
票区に指定し、及び指定関係投票区を定めたとき、又は指定投票区の投票所を開いた時刻後に当該指定投票
区に係る指定関係投票区を変更したことにより指定関係投票区となった投票区があるときは、当該指定及び
定め又は変更をした時以後直ちに）」を加える。

第五十七条中「書類」の下に「（国民投票に用いなかった投票用紙を含む。）」を、「まで」の下に
「（国民投票に用いなかった投票用紙にあつては、当該訴訟の出訴期間が経過する日又は当該訴訟が係属し
なくなった日のうちいずれか遅い日まで）」を加える。

第六十条の表第三十五条の項及び第四十一条の項を次のように改める。

第三十五条		氏名（		氏名並びにその者が職務を行うべき日（同一の日に	
時間		時間		日及び時間	
投票所		期日前投票所		期日前投票所	
名称（		名称並びに当該投票立会人の投票に立ち会うべき日（期日前投票所を設ける日ごとの当該		名称並びに当該投票立会人の投票に立ち会うべき日（期日前投票所を設ける日ごとの当該	
氏名並びに		氏名、		氏名、	
第四十一条					

第六十一条中「においては、」を「には、国民投票の当日に」に、「のうち国民投票の当日自らが」を「のいずれかに」に、「事由を」を「旨を」に改める。

第六十六条中「投票人は、」の下に「国民投票の当日に」を加え、「のうち国民投票の当日自らが」を「のいずれかに」に、「事由を」を「旨を」に改める。

第六十九条第九項中「の職務を代理すべき者、病院の院長の職務を代理すべき医師若しくは歯科医師又は」を「、病院の院長、」に、「船長若しくは」を「船長又は」に改める。

第八十八条第一項中「直ちに」を削り、「送致し、又は郵便等をもつて送付しなければ」を「、直ちに（第二号又は第三号に掲げる場合には、当該各号に定める投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに）、送致又は郵便等による送付（第二号又は第三号に掲げる場合には、送致）をしなければ」に改め、同条第二項中「直ちに」を削り、「」の下に「、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに」を加える。

第八十九条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第五項中「（第三項において読み替えて適用される場合を含む。）」を削る。

第九十条中「第八十八条」を「第八十八条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項」に改める。

第九十三条中「第八十八条」を「第八十八条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項」に、「においては」を「には」に改める。

第九十八条第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、「直ちに」を削り、「投票管理者に」の下に「、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに」を加える。

第百条第二項中「除く」を「除き、国民投票に用いなかった投票用紙を含む」に改め、「まで」の下に「（国民投票に用いなかった投票用紙にあつては、当該訴訟の出訴期間が経過する日又は当該訴訟が係属しなくなった日のうちいずれか遅い日まで）」を加える。

第百二条第二項中「によつて」を「により」に改め、「直ちに」を削り、「投票管理者に」の下に「、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに」を加える。

第百七条中「第八十八条」を「第八十八条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項」に改める。

第百十条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第百十二条中「同条第四項」の下に「若しくは第五項」を加え、「においては」を「には」に改める。

第百十三条第三項中「数市町村合同開票区」の下に「（国民投票の期日前二日又は国民投票の期日の前日に設けられたものを除く。）」を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「数区合同開票区」の下に「（国民投票の期日前二日又は国民投票の期日の前日に設けられたものを除く。）」を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 数区合同開票区（国民投票の期日前二日又は国民投票の期日の前日に設けられたものに限る。）においては、法第七十六条第四項又は第五項の規定による区の選挙管理委員会が行う開票立会人の選任及び前条の規定による開票立会人の氏名等の通知は、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会が行う。

第百十三条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 数市町村合同開票区（国民投票の期日前二日又は国民投票の期日の前日に設けられたものに限る。）に

においては、法第七十六条第四項又は第五項の規定による市町村の選挙管理委員会が行う開票立会人の選任及び前条の規定による開票立会人の氏名等の通知は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）が行う。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）が行う。

第百十三条の次に次の一条を加える。

（国民投票の期日前二日以後に開票区を設けた場合の開票立会人）

第百十三条の二 公職選挙法施行令第七十条の四から第七十条の八までの規定は、国民投票において法第七十六条第四項の規定により開票立会人を選任する場合について準用する。この場合において、これらの規定（同令第七十条の四第一項の規定を除く。）中「所属選挙人名簿登録者数」とあるのは「所属投票人名簿登録者数」と、「政党その他の政治団体」とあり、及び「公職の候補者」とあるのは「政党等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ

る字句に読み替えるものとする。

第七十条の四第一項	
分割開票区を	
所属選挙人名簿登録者数（法第十八条第二項の規定により開票区が設けられた日前の直近の法第二十二條第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録の日現在において、当該開票区に属する投票区の選挙人名簿に登録されている選挙人の数を合計	分割開票区（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（以下「憲法改正手続法施行令」という。）第五十九条の四第一項に規定する分割開票区をいう。以下同じ。）を
	所属投票人名簿登録者数（国民投票の期日前十五日に当たる日現在において、当該開票区に属する投票区の投票人名簿に登録されている投票人の数を合計した数をいう。

した数をいう。	(所属選挙人名簿登録者数	の所属選挙人名簿登録者数	政党その他の政治団体	第七十条の五第一項
(所属投票人名簿登録者数	の所属投票人名簿登録者数	政党等（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号。以下「憲法改正手続法」という。）第六條第二項に規定する政党等をいう。以下同じ。）	数市町村合同開票区を	
第七十条の三第四項	憲法改正手続法施行令第百十三條第	同じ。）を	数市町村合同開票区（憲法改正手続法施行令第五十八條第一項に規定する数市町村合同開票区をいう。以下	

第七十条の六第八項	第七十条の五第十項	第七十条の六第一項		第七十条の六第三項	第七十条の六第五項
法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項	同条第一項の規定又は第七十条第一項	第六十六条第二項	第七十条の三第四項	法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項	第六十六条第一項
憲法改正手続法第七十六条第一項	憲法改正手続法第七十六条第一項	憲法改正手続法施行令第百八条第二項	憲法改正手続法施行令第百十三條第四項	憲法改正手続法第七十六條第一項	憲法改正手続法施行令第百八條第一項

第七十条の六第六項		第七十条の六第八項		第七十条の六第十項		第七十条の六第十一項	
第七十条の三第四項	第七十条の三第九項	法第六十二条第一項の規定又は第七十条第一項	同条第一項の規定又は第七十条第一項	第六十六条	第七十条の三第九項	法第六十二条第一項の規定又は第七	
項	憲法改正手続法施行令第百十三條第 四項	憲法改正手続法第七十六條第一項	憲法改正手続法第七十六條第一項	憲法改正手続法施行令第百八條	憲法改正手続法施行令第百十三條第 九項	憲法改正手続法第七十六條第一項	

第七十条の六第十三項	第十條第一項	憲法改正手続法第七十六條第一項
第七十条の六第十五項	第六十六條第二項	憲法改正手続法施行令第百八條第二項
第七十条の七第一項	第七十条の三第四項	憲法改正手続法施行令第百十三條第四項
第七十条の七第三項	第六十六條第一項	憲法改正手続法施行令第百八條第一項
第七十条の七第四項	第七十条の三第九項	憲法改正手続法施行令第百十三條第九項
第七十条の七第六項	第六十六條第二項	憲法改正手続法施行令第百八條第二項

第二百二十四条中「においては」を「には」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第三百十条中「においては」を「には」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第四百十一条第一項中「第七十六条第一項から第四項まで」を「第七十六条第一項から第五項まで」に改める。

第四百十二条第一項中「第三十一条第一項」の下に「、第三十六条第二項」を加え、同条第二項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、「第三百十六条第一項」の下に「並びに第百十三条の二において準用する公職選挙法施行令第七十条の四第一項、第七十条の五第一項、第七十条の六第一項及び第六項並びに第七十条の七第一項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

(適用区分)

2 この政令による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に登録基準日（日本国憲法の改正手続に関する法律第二十二條第一項第一号に規定する登録基準日をいう。以下同じ。）がある国民投票（同法第一条に規定する国民投票をいう。以下同じ。）について適用し、この政令の施行の日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例による。

理由

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、国民投票の期日前二日以後に市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて開票区を設けた場合における開票立会人の取扱いを定めるとともに、在外投票人名簿の登録の申請の手続における在外投票人名簿登録申請書の送付方法を見直す等所要の規定の整備を行う必要があるからである。